

柏原市保育の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第20条第1項及び第3項に規定する認定を受け、保育の利用を希望する保護者は、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に保育の利用に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用調整)

第3条 市長は、前条の規定による申請があり、保育の利用にかかる保育施設が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所、認定こども園及び小規模保育事業の利用について調整（以下「利用調整」という。）を行うものとする。

2 前項に規定する利用調整は、別表に定める基準により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、利用調整を行わず、保育の利用を受けることができるものとする。

ア 障害児、支援を要する児童その他児童福祉の観点から保育の必要性が高い児童と市長が認めたとき

イ 小規模保育事業を卒園し、引き続き連携施設である保育所へ入所するとき

(利用調整結果の取り消し)

第4条 市長は、利用調整を実施した後に次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その結果を取消することができる。

(1) 申込書及び保育の利用に必要なその他の書類に偽りの記載があったとき

(2) 利用調整にかかる児童が疾病等により、保育所、認定こども園及び小規模保育事業において集団保育を受けることが困難であると医師等が判断したとき

(通知)

第5条 市長は、保育の利用を承諾したときは、保育利用承諾通知書（様式第

2号)により、保育の利用を承諾しないときは、保育利用保留通知書(様式第3号)により申請を行った保護者に通知しなければならない。

(保育の利用の継続)

第6条 保育を利用している保護者が、翌年度も引き続き保育の利用を希望する場合は、保育継続利用申込書(様式第4号)に保育の利用に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(保育の利用の解除)

第7条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を解除することができる。

- (1) 児童が法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当しなくなったとき
- (2) 保護者から退所の届出があったとき
- (3) 次条第2項の規定による届出をしなかったとき
- (4) その他市長の定める指示に従わないとき

2 市長は、前項の規定により保育の利用を解除したときは、保育利用解除通知書(様式第5号)により保護者に通知しなければならない。

(届出)

第8条 保護者は、児童を保育所、認定こども園又は小規模保育事業を行う事業所から退所させようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 保護者の氏名及び居住地
- (2) 児童の氏名、生年月日及び利用中の保育所、認定こども園又は小規模保育事業所名
- (3) 希望する退所の年月日
- (4) 退所を希望する理由

2 保護者は、児童の疾病、負傷その他やむを得ない事由により2箇月以上保育を利用しないときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類に保育を利用しない理由を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、保護者が提出することができないときは、関係機関が代わって届け出ることができるものとする。

- (1) 保護者の氏名及び居住地(関係機関が届出を行う場合は、関係機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 児童の氏名、生年月日及び利用中の保育所、認定こども園又は小規

模保育事業所名

(3) 保育を利用しない期間及び理由

- 3 保護者は、申込書等の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、変更内容を市長に届け出なければならない。

(転所)

第9条 同一年度中の転所は行わないものとする。ただし、転居、転勤等の理由により必要と認められる場合に限り、希望保育所、認定こども園及び小規模保育事業の定数、待機児童の状況等を勘案のうえ、年度途中であっても転所を行うことができるものとする。

(受託)

第10条 他の市町村長から保育の利用の委託があったときは、定員に余裕があり、特に利用させることが適当と認める場合に限り、保育所及び認定こども園での保育の利用を受託することができるものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(保育の実施に関する取扱基準の廃止)

- 2 保育の実施に関する取扱基準は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表に定める規定は、令和８年４月１日以降の保育の利用から適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和８年２月２日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和８年９月２５日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表に定める規定は、令和９年４月１日以降の保育の利用から適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

別表 利用調整基準

認可保育施設の利用調整は、本表に基づき下記①～④のとおり行うものとする。

なお、認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)及び小規模保育事業をいう。

①保護者(父母又はそれに代わる者)が保育できない理由・状況に応じて、「(1)基本点数表」によりそれぞれの基本点数を設定する。2つ以上の事由があった場合、高い方の基本点数とする。

ただし、入所基準日が、出産予定日を基準として計算した産前6週(多胎妊娠の場合は14週)・産後8週の期間に該当し、「1.就労」と「2.出産」の両方の事由がある場合は、「1.就労」の点数に関わらず「2.出産」の基本点数を適用する。

②「(2)調整点数表」により、該当する状況に応じて加点・減点を行い調整点数を設定する。

③上記①及び②で算出した基本点数と調整点数を合算し、合計点数の高い世帯から利用可能とする。

④同一点数で並んだ場合は、「(3)同一点数の場合の順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

(1) 基本点数表

	事 由	保護者が保育できない理由・状況	点 数
1	就労 (※1) (※2)	月の勤務時間が160時間以上で労働をしている (例:1日8時間 週5日勤務)	100
		月の勤務時間が120時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週5日勤務)	90
		月の勤務時間が96時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週4日勤務)	80
		月の勤務時間が80時間以上で労働をしている (例:1日5時間 週4日勤務)	70
		月の勤務時間が64時間以上で労働をしている (例:1日4時間 週4日勤務)	60
		月64時間以上居宅内で内職をしている	50
2	出産	出産前後[産前6週(多胎妊娠の場合は14週)・産後8週の期間]である	50
3	疾病 又は 負傷	疾病等で入院又は常時病臥、その他前述に相当する治療・安静を要する	100
		重度の疾病等の状態で、常に安静を要する等、保育が常時困難である	70
		前2項目を除く程度の疾病等の状態で、保育が困難である	50
4	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1を有し、常時保育が困難である	100
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を有し、常時保育が困難である	80
		身体障害者手帳4～6級を有し、常時保育が困難である	60
5	介護 又は 看護	保護者の親族が、離床できない者・障害者(身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1)又はそれに類する程度の病人等であり、看護・介護や入院・通院・通所の付き添いで常時保育が困難である	90
		前項目に該当しない範囲で、保護者の親族が、病人や障害者の親族の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難である	40
6	災害	震災・風水害・火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	100
7	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている	30
8	就学 又は 職業訓練 (※2)	月160時間以上就学している	100
		月120時間以上就学している	90
		月96時間以上就学している	80
		月80時間以上就学している	70
		月64時間以上就学している	60
9	育児休業中	育児休業中であり、入所後45日以内に復帰をしない場合	20
10	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等	100
11	市外(※3)	柏原市外に在住している	15

(※1) 就労の勤務時間は、実働時間と休憩時間を合計した時間とする。ただし、休憩時間は1日1時間以内とする。
育児休業中であって、入所後45日以内に復職される場合は、「1.就労」の基本点数とする。

(※2) 入所後45日以内に就労又は就学等をしない場合は、「7.求職」の基本点数とする。

(※3) 基本点数の事由が「市外」となった場合は、調整点数(加点・減点)は適用されず、すべての世帯を30点とする。ただし、利用申込月中に転入予定であり、賃貸契約書等、転入を証明できる書類がある場合又は、保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等で就労(内定)している場合を除く。

(2) 調整点数表

	保護者及び申込児童等の状況	対象者	必要書類	点数
A	保育の代替手段	①18歳以上65歳未満の同居人の「就労証明書」、「現況届出書」等、保育ができないことを証明する書類の提出がない場合	当該年度4月1日時点で18歳以上又は65歳未満の同居人	-8
		②既に入所申し込みをしておりその待機期間中に恒常的に、一時保育サービスや認可外保育施設等を有償で月48時間以上利用することを証明する書類の提出がある場合 ただし、下記項目に該当することに点数-3 (Ⅰ)月120時間未満の利用である (Ⅱ)保護者が育児休業中である (Ⅲ)申込日又は利用希望日の直近3か月の利用を証明する書類の提出がない	保育の認定要件により認可外保育施設等を利用している児童 契約書又は利用月と利用時間がわかる領収書等	9
B	世帯の状況	①ひとり親世帯又はそれに準ずる世帯(※1)	ひとり親世帯	9
			ひとり親世帯に準ずる世帯	
		②生活保護世帯	生活保護受給世帯	5
		③関係機関における証明書類があり、社会的養護が必要で里親委託が行われている世帯	里親委託が行われている世帯 関係機関等の証明書類	35
C	就労	①保護者のうち、どちらか1人が単身赴任をしている場合	左記該当の保護者	9
		②利用調整時点で内定状態の場合	左記該当の保護者	-9
		③保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、常勤又は常勤に準ずる者として、月160時間以上就労(内定)している	保育士	50
		④保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、常勤又は常勤に準ずる者として、月120時間以上就労(内定)している	保育士	40
		⑤保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、月96時間以上就労(内定)している	保育士	30
		⑥保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、月80時間以上就労(内定)している	保育士	20
		⑦保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、月64時間以上就労(内定)している	保育士	10
		⑧保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市外の保育所等(※2)で就労(内定)している	保育士	5
D	疾病及び障害	①保護者が重度の疾病・障害である	保育必要事由が「疾病又は負傷」、「障害」以外の保護者	5
		②保護者が前項に該当しない程度の疾病・障害である	保育必要事由が「疾病又は負傷」、「障害」以外の保護者	3
E	介護及び看護	保護者が離床できない者、障害者(身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1)の親族を介護・看護している	保育必要事由が「介護又は看護」以外の保護者	2
F	求職中	①求職活動状況を証明する書類の提出がある	求職者	2
		②生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	自己都合による退職に伴う失業以外の失業者	5
G	就学	通信制大学・通信教育等、主に自宅で就学している場合	左記該当の保護者	-10
H	こどもの状況	1人いる世帯	-	6
		①入所時点で柏原市内の認可保育施設を利用しているきょうだいがいる場合	2人いる世帯	7
			3人以上いる世帯	8
		②3人以上同時に認可保育施設の申込みをしている場合	左記該当の世帯	4
		③2人同時に認可保育施設の申込みをしている場合	左記該当の世帯	3
		④未就学の多胎児を養育している場合	左記該当の世帯	1
		⑤2歳クラスまでの市内認可保育施設の卒園予定児で、保育の継続を図る必要がある場合	左記該当の世帯	2

※1 ひとり親は、事実婚や親族以外の同居人がいる場合は対象外となります。なお、ひとり親に準ずる世帯(離婚調停中)は、証明書類の提出が必要になるほか、住民基本台帳上で配偶者と同住所の場合も対象外となります。

※2 保育所等とは、「認可保育所」「認定こども園(保育部分)」「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」をいう

(3) 同一点数の場合の順位表

区分	内 容
1	ひとり親世帯
2	きょうだいがすでに認可保育施設を利用している児童
3	養育している児童(小学生以下)が多い世帯
4	きょうだいとの月齢差が小さい児童
5	所得金額の低い世帯(※)
6	待機期間が長い児童

※保育料算定時の市町村民税所得割額(非課税の場合は収入)が少ない世帯
(市民税未申告等で税情報が確認できない場合は選考上、優先されない)

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）

令和9年度
教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書

市記入欄	
施設名	
台帳番号	歳クラス

柏原市長 様

令和 年 月 日

受付印

柏原市が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（②世帯の状況に記載した同居者全員）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した保育料について、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者に対して提示することに同意したので、次のとおり、教育・保育給付認定の申請をします。

申請保護者 （利用者負担額 納付義務者）	現住所	柏原市	
	氏 名		
	連絡先	第一連絡先（父・母・その他〔 〕）	— —
		第二連絡先（父・母・その他〔 〕）	— —

申請の対象となる 児 童	氏 名	性別	生年月日	個人番号
	(フリガナ)	男・女	年 月 日	

①教育保育給付認定の希望期間について

認定を希望する期間	令和 年 月 日から（就学前・令和 年 月 日）まで
-----------	----------------------------

②世帯の状況（※対象児童の両親及び同じ住所に住んでいる方全員について記入してください。）

氏 名	続柄	性別	生年月日	R9/4/1 現在の年齢	職業(会社名) 又は学校名等	個人番号
(フリガナ)	父	男	年 月 日	歳		
(フリガナ)	母	女	年 月 日	歳		
(フリガナ)		男・女	年 月 日	歳		
(フリガナ)		男・女	年 月 日	歳		
(フリガナ)		男・女	年 月 日	歳		
(フリガナ)		男・女	年 月 日	歳		
世帯の状況		□ひとり親世帯 ・ □在宅障害児(者)のいる世帯(氏名:)				
生活保護適用		□なし ・ □あり(平・令 年 月 日保護開始)				

③保育の利用を必要とする事由等

対象児童 との続柄	保育の利用を必要とする事由					
父	□就労	□妊娠・出産	□疾病・障害	□介護・看護	□災害復旧	□求職活動
	□就学	□育児休業	□その他()			
母	□就労	□妊娠・出産	□疾病・障害	□介護・看護	□災害復旧	□求職活動
	□就学	□育児休業	□その他()			
利用を希望する曜日・時間	曜日から 曜日まで		時 分から 時 分まで			
保育の必要量の希望	□保育短時間(1日最大8時間までの利用)			□保育標準時間(1日最大11時間までの利用)		

④委任について(本書の提出者が申請保護者以外の代理人の場合は下記事項に同意の上署名してください)

本申請の提出者が代理人の場合、下記の者を代理人と定め、教育・保育給付認定に係る個人番号利用事務等における個人番号の提供に関する権限を委任します。

(委任日) 年 月 日 (受任者)住所 氏名

(申請保護者兼委任者)

⑤利用を希望する保育所等名（保育利用申込の場合のみ記入）

※「保育所等」とは「保育所」「認定こども園(保育部分)」「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」をいいます。

利 用 を 希 望 す る 保 育 所 等 名	第1希望	第6希望
	第2希望	第7希望
	第3希望	第8希望以下
	第4希望	
	第5希望	
保 育 の 利 用 を 希 望 す る 期 間	令和 年 月 日から(就学前・令和 年 月 日)まで	

(きょうだい同時に申込をしている場合は①-2、①-3 も回答してください。)

児童氏名	施設名
	[在籍中・申込中]
	[在籍中・申込中]

(1)	きょうだいで同時期・同園の入所のみを希望する（同時期・同園入所でなければきょうだい全員待機する）【同時同園】
(2)	きょうだいで同時期であれば、別々の園でも希望順位が高い施設を希望する【希望順位優先】
(3)	きょうだいで同時期であれば、希望順位が低くても同じ施設を希望するが、別の施設になっても入所を希望する【同園優先】

(1)	一人だけでも先に入所を希望する →入所を希望する児童氏名【 】【 】
(2)	全員利用を希望しない

児童氏名	施設名
	[在籍中・申込中]
	[在籍中・申込中]
入所申込をしない理由を記入してください。(通園中の幼稚園の預かり保育を利用するため等)	

※育児休業を利用してきょうだいを保育する場合は、保育の申込が出来ません。詳細は利用案内の4ページの育児休業中の条件をご確認ください。

父 方	祖父	氏名：(歳)
		状況：就労・障害・疾病・介護・看護・死亡 その他 ()
	祖母	氏名：(歳)
		状況：就労・障害・疾病・介護・看護・死亡 その他 ()
	申請児童と 同居 ・ 別居 (住所：)	
母 方	祖父	氏名：(歳)
		状況：就労・障害・疾病・介護・看護・死亡 その他 ()
	祖母	氏名：(歳)
		状況：就労・障害・疾病・介護・看護・死亡 その他 ()
	申請児童と 同居 ・ 別居 (住所：)	

自宅保育（育児休業延長） ・ 自宅保育（就労開始日を勤務先と調整） ・ 自宅保育（求職活動を行いながら自宅保育）
 親族が保育〔父方（祖父・祖母）、母方（祖父・祖母）、その他（ ）〕 ・ 職場で保育（保育施設 有 ・ 無）
 一時保育サービス・認可外保育施設〔 保育所（園）〕
 その他（ ）

年 月 日

様

柏原市長 印

保育利用承諾通知書

申込みのありました保育の利用については、次のとおり承諾します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
利 用 予 定 の 施 設	生 年 月 日	
	名 称	
利 用 期 間	所 在 地	
備 考 1 保育利用申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。 2 保育の利用期間中であっても 2 号認定又は 3 号認定に該当しなくなった場合には、保育の利用を解除します。 お問い合わせ先 柏原市こども施設課 〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1 番 55 号 電話番号：072-972-1581		

様式第3号（第5条関係）

年 月 日		
様		
柏原市長		印
保育利用保留通知書		
申込みのありました保育の利用については、次の理由により保留となりましたので通知します。		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
希 望 入 所 年 月 日		
希 望 施 設 名 称		
保 留 理 由		
有 効 期 間		
【教 示】 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に柏原市を被告（柏原市長が被告の代表となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起できません。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば提起することができます。 お問い合わせ先 柏原市こども施設課 〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号 電話番号：072-972-1581		

様式第4号（第6条関係）

令和9年度

保育継続利用申込書

年 月 日

柏原市長 様

住 所

(フリガナ)

保護者氏名

施 設 名

台 帳 番 号

クラス

連絡先（自宅）

（父携帯）

（母携帯）

— —

— —

— —

児 童	氏 名	生 年 月 日	性別	現在利用している 保 育 所 等 名
	(フリガナ)			

(1) 申込児童の家庭の状況

区分	氏 名	申込児童 との続柄	生 年 月 日	性別	職業（会社名） 又は学校名等
（※ 同 居 家 族 児 童 等 を の 除 状 況）	(フリガナ)		年 月 日	男	
			年 月 日	女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
世帯の状況		☐ ひとり親世帯 ・ ☐ 在宅障害児(者)のいる世帯（氏名 ）			
生活保護適用		☐ なし ・ ☐ あり （ 年 月 日保護開始）			

令和9年4月時点の保育必要量について当てはまるものに☑を付けてください。

保育必要量の状況 (R8.8.31時点参考)	☐	短時間	☐	標準時間
令和9年4月時点の 保育必要量の状況	☐	短時間	☐	標準時間

短時間：1日最大8時間までの利用

標準時間：1日最大11時間までの利用

※提出時点の必要量と4月時点の必要量に変更がある場合は、認定変更申請書及び必要事由に応じて添付書類を提出してください。

(2) いずれか当てはまる方に☑を付けてください。

☐ 申込児童は、令和9年度も現在通っている _____ に継続して通所します。
（→継続通所希望の方は以下の希望施設記載欄及び問(3)から問(5)、利用申込児童健康問診票の記載の必要はありません。保育所等利用申込確認票（継続）へ）

☐ 申込児童は、令和9年度について現在通っている _____ から転所(園)したいので、
以下の保育施設の利用調整を希望します。（→この問い以降すべて記入し、保育継続利用申込案内をよく読み必要書類をご提出ください）

4 月 以 降 転 所 (園) を 希 望 す る 保 育 所 等 名	第1希望	第6希望
	第2希望	第7希望
	第3希望	第8希望以下
	第4希望	
	第5希望	
保育の利用希望時間		< 平 日 > 時 分から 時 分まで < 土 曜 日 > 時 分から 時 分まで

※「保育所等」とは「保育所」「認定こども園(保育部分)」「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」をいいます。

年 月 日

様

柏原市長 

保育利用解除通知書

次の児童についての保育の利用を解除することにしたので通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
利 用 施 設	生 年 月 日	
	名 称	
	所 在 地	
	利 用 終 了 年 月 日	
解 除 理 由		

【教 示】

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に柏原市を被告（柏原市長が被告の代表となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起できません。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば提起することができます。

お問い合わせ先
柏原市こども施設課
〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
電話番号：072-972-1581